

資料提供

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：清水 有高
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和8年6月29日

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者の名称及び所在地	有限会社大槻土建 (茨城県鹿嶋市大字和1572番地)
許可番号	産業廃棄物収集運搬業 第00801189118号
処分年月日	令和8年6月29日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分理由	有限会社大槻土建及びその代表取締役が法第16条の2の規定に違反し、令和6年6月21日に麻生簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、同年7月10日に当該略式命令が確定したことは、法第7条第5項第4号ニに該当し、当該事実は、法第14条第5項第2号イ及びニに該当する。